#### 税務訴訟資料 第262号-105 (順号11955)

東京高等裁判所 平成●●年(○○) 第●●号 更正をすべき理由がない旨の通知処分取消請求控訴 事件

国側当事者・国(目黒税務署長)

平成24年5月24日棄却・上告

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成23年9月8日判決、本資料26 1号-162・順号11752)

判

控訴人

甲

同訴訟代理人弁護士 中田 祐児

島尾 大次

高木 誠一郎

益田 歩美

被控訴人

同代表者法務大臣 小川 敏夫

処分行政庁 目黒税務署長

唯木 誠

同指定代理人 長谷川 健太郎

 山口
 克也

 楠野
 康子

 木﨑
 弘之

 森田
 敦

中澤 直人

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

## 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 目黒税務署長が控訴人に対して平成20年8月8日付けでした平成12年分相続税に係る更 正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 3 目黒税務署長が控訴人に対して平成20年8月8日付けでした平成13年分相続税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 4 訴訟費用は、第1審、第2審を通じ被控訴人の負担とする。

# 第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、その被相続人らの相続財産に関する訴訟において成立した和解により相続

財産に変動が生じたから、平成12年分及び平成13年分相続税に係る更正請求が認められるべきであるのに、処分行政庁が更正をすべき理由がない旨の各通知処分をしたとして、その取消しを求める事案である(より具体的には原判決「事実及び理由」欄の第2、1の記載とおりであるからこれを引用する。なお、以下、この判決における略称等は、原判決の例による。)。

- 2 原審は、控訴人の請求をいずれも棄却する判決をし、控訴人がこれを不服として控訴した。
- 3 本件の前提となる事実及び被控訴人が主張する各通知処分の根拠等は、原判決「事実及び理由」 欄の第2、2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 第3 争点及びこれに関する当事者の主張の要旨

本件の争点及びこれに関する当事者の主張の要旨は、以下のとおり当審における主張を補充する ほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2、4及び5に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 当審における控訴人の主張の補充
  - (1) 本件和解では、控訴人兄弟の名義のままで売却することによって無用な登録免許税等の費用の負担を免れることができるから、その手段として死因贈与契約の無効が確認されたに過ぎない。本件和解の前提となる一審判決は死因贈与契約は有効と判断されており、本件和解が成立した控訴審においてこれが無効と判断される理由はなかった。したがって、本件和解調書の形式的な文言を重視するのではなく、死因贈与契約の無効確認と、控訴人兄弟が本件不動産を売却して売買代金の2分の1をAに支払うことを約する条項とを、一体の条項とみるべきであって、実質的には死因贈与契約を無効ならしめるものとはいえない。

仮に本件和解が、実質的にも死因贈与契約を無効ならしめるものであるとすると、控訴人ら が本件不動産の売却代金の2分の1をAに支払うことを約束するはずがない。

したがって、Aの本件不動産の売却代金の2分の1の取得又は持分2分の1の取得は、死因贈与契約に基づいて行われたものというべきである。

- (2) 控訴人兄弟は、本件不動産の2分の1の価値しか相続していないのに全部について課税される一方で、Aは、本件不動産の2分の1の価値を取得しながら課税を免れるという結果は、相続税課税の本質に反し、極めて不公平である。
- (3) 本件和解が成立した後の実際の状況としても、控訴人兄弟とAの間において、本件土地を 2筆に分筆し、一方を控訴人兄弟が、他方をAが取得する手続が現在進められている。また、 本件建物については、平成21年4月16日、Aが持分2分の1を取得し、控訴人兄弟らと2 分の1ずつの共有にした上で、これを69万5000円で控訴人兄弟に売却している。

このように、本件不動産について、控訴人兄弟とAが丁からそれぞれ持分を取得したことが 登記上も明確になっているのであり、このような状況であるのに、控訴人兄弟が本件不動産を すべて相続したものとする課税処分を免れないというのは、全く不合理である。

- 2 当審における被控訴人の主張の補充
  - (1) 本件和解によって、控訴人兄弟及び戊が丁からの相続により本件不動産を取得したことが 法律上確定している。
  - (2) 同じ経済的利益を得たとしても、事実関係が異なれば課税関係が異なってくるのは当然である。
  - (3) 相続開始後に、本件土地が分筆され、分筆後の土地の所有者をそれぞれ控訴人兄弟、Aとする手続がされたとしても、それは、控訴人兄弟が相続によって本件不動産を取得した以後の事情に過ぎない。

#### 第4 当裁判所の判断

- 1 当裁判所の判断は、原判決「事実及び理由」欄の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人は、控訴人兄弟は本件不動産の2分の1の価値しか相続していないというが、本件和解調書の条項をどのように解釈したとしても、Aが、本件不動産の持分2分の1を「贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与」(平成15年法律第8号による改正前の相続税法1条1号)により取得したことが確定されたと解する余地はなく、当事者(利害関係人Aを含む。)間において、本件死因贈与契約の無効を確認するとともに、丁を被相続人とする遺産分割協議により戊及び控訴人兄弟が本件不動産を相続し、その戊取得分を同人の死亡により控訴人兄弟が相続したことを前提として、控訴人兄弟の本件不動産の所有権を確認したものと解すべきことは明らかである。

また、本件和解調書の条項のうち本件不動産の売却代金の一部をAに支払う旨の合意に関する部分も、慰謝料の趣旨での解決金として支払うことが明記されている。

そうすると、本件和解調書においては、条項の文言自体が相互に矛盾するとか、文言自体によってその意味を了解しがたいなど、和解調書に記載された文言と異なる意味に和解の趣旨を解釈 しなければならないような特別の事情があるともいえない。

したがって、控訴人の主張は、特別の事情がないのに、本件和解調書の文言と異なる意味に和解の趣旨を解釈すべきと主張するものに帰するというべきであるから、これを採用することはできない。

- 3 控訴人が主張する本件各処分後の事情は、本件各処分の適法性に影響しないし、前記1及び2 の認定判断を左右する事実であるともいえない。
- 4 以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がない。

### 第5 結語

よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 三輪 和雄

裁判官 小池 喜彦

裁判官 松村 徹